

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 87)

納税地		法第	号		平成	年	月	日
法人名								
代氏表署名	殿							

税務署長
財務事務官 ㊟

**特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定の資産の買換えの場合における特別勘定
 (租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当) の設定期間の延長については、下記の
 (租税特別措置法 第68条の78第1項の表の第 号該当)
 とおり設定したので通知します。

記	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
 税務署長
 国税局長
 に対して異議申立てをすることができます。

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 77)

納税地		法第	号		平成	年	月	日
法人名								
代氏表署名	殿							

税務署長
財務事務官 ㊟

**特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定の資産の買換えの場合における特別勘定(租税特別
 措置法第65条の7第1項の表の第 号該当)の設定期間の延長については、下記のとおり認定したので
 通知します。

記	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
 税務署長
 国税局長
 に対して異議申立てをすることができます。

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 87)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」(法 1332-1、1332-2) は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記載する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長の の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行なわれた処分である旨 国税局長」 の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 77)

特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書

1 使用目的

「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書」(法 1332-1、1332-2) は、特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間の延長申請について、買換資産の取得をすることができる日の認定を行う場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
取得しようとする買換資産の内容	買換資産の種類、構造、規模等について記載する。
(新 設)	
調査担当者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長の の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行なわれた処分である旨 国税局長」 の表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便により送付する。